



平成25年12月6日

各 位

会 社 名 JKホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉田 隆  
(コード番号：9896 東証第一部)  
問合せ先 取締役財務部長 渡辺 昭市  
(TEL. 03-5534-3803)

## 新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成25年12月6日開催の取締役会において、新株式発行、当社株式の売出し及び自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 【本資金調達の目的】

当社グループが所属する住宅関連業界は、中長期的な市場規模の縮小が予想される中、業界再編等が避けられない状況にあり、当社グループにおきましても、営業基盤の拡充・強化を図る観点から、M&Aや業務提携等を積極的に推進しております。

近時では、平成25年3月1日付で東京本社を含め全国に14支店を有する木材・建築資材の製造・販売業者である株式会社銘林を子会社化、平成25年10月1日付で秋田県に製造拠点を置く管柱等の構造用集成材メーカーである株式会社宮盛を子会社化いたしました。

これらの子会社化に伴う株式取得資金は、主に運転資金のために調達している短期社債等で一時的に調達するものの、機を見て安定調達への切り替えを図っております。

今回の資金調達により堅固な財務基盤を確立し、投資余力の拡大を図るとともに、今後もM&Aや業務提携等を含めた持続的な成長戦略を加速させることで、当社グループの企業価値の更なる向上を目指してまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 2,300,000株  
種類及び数
- (2) 払込金額の日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年12月16日（月）から平成25年12月18日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年12月24日（火）から平成25年12月26日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉田 隆に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 345,000株  
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から345,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉田 隆に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 345,000株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 割 当 先 野村証券株式会社
- (4) 申 込 期 間 ( 申 込 期 日 ) 平 成 26 年 1 月 20 日 ( 月 )
- (5) 払 込 期 日 平 成 26 年 1 月 21 日 ( 火 )
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 上記(4)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本自己株式処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 吉田 隆に一任する。
- (9) 上記各号については、本自己株式処分の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から345,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、345,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年12月6日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式345,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件自己株式処分」という。）を、平成26年1月21日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年1月14日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件自己株式処分に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	29,540,016株
公募増資による増加株式数	2,300,000株
公募増資後の発行済株式総数	31,840,016株

## 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	722,523株	(平成25年11月30日現在)
処分する処分株式数	345,000株	(注)
処分後の自己株式数	377,523株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数(処分株式数)の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

## 4. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当による自己株式処分に係る手取概算額合計上限1,473,420,850円のうち、平成26年3月末日までに、株式会社銘林及び株式会社宮盛の子会社化のために発行した短期社債の償還に1,000,000,000円を充当し、残額が生じた場合には、平成26年3月末日までに、運転資金のために調達した金融機関からの短期借入金の一部の返済に充当する予定です。

当社グループが所属する住宅関連業界は、中長期的な市場規模の縮小が予想される中、業界再編等が避けられない状況にあり、当社グループにおきましても、営業基盤の拡充・強化を図る観点から、M&Aや業務提携等を積極的に推進しております。

近時では、平成25年3月1日付で東京本社を含め全国に14支店を有する木材・建築資材の製造・販売業者である株式会社銘林を子会社化、平成25年10月1日付で秋田県に製造拠点を置く管柱等の構造用集成材メーカーである株式会社宮盛を子会社化いたしました。

当社は株式会社銘林の株式取得に際し500,000,000円、株式会社宮盛の株式取得に際し500,000,000円をそれぞれ平成25年2月、10月に短期社債で資金調達しております。上記子会社化のために発行した短期社債を償還し、財務基盤の強化を図るため、今回の手取金のうち、1,000,000,000円を充当いたします。

今回の資金調達により堅固な財務基盤を確立し、投資余力の拡大を図るとともに、今後もM&Aや業務提携等を含めた持続的な成長戦略を加速させることで、当社グループの企業価値の更なる向上を目指してまいります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### (3) 業績に与える影響

今期の連結業績予想につきましては、平成25年11月8日付で発表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」からの変更は現時点ではございません。修正が必要であると判断した時点で速やかに開示いたします。

## 5. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

企業体質の強化と今後の事業拡大に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主各位への安定かつ継続的な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

収益の状況や経済金融情勢、今後の事業展開等を総合的に勘案した上で、株式分割や記念増配、自己株式の取得等の株主還元策を実施してまいりました。また、平成25年3月には新たに株主優待制度を創設いたしました。今後も、業績に対応した安定配当の継続を基本としつつ、株主還元の充実に努めてまいります。

### (3) 内部留保資金の用途

有利子負債の削減等、財務体質の一層の充実・強化に重点活用いたします。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	57.24円	69.75円	70.32円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	6.00円 (2.50円)	7.00円 (2.50円)	10.00円 (6.00円)
実績連結配当性向	10.5%	10.0%	14.2%
自己資本連結当期純利益率	9.3%	10.1%	9.2%
連結純資産配当率	1.0%	1.0%	1.3%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	364円	476円	394円	604円
高 値	485円	480円	614円	735円
安 値	286円	302円	300円	472円
終 値	480円	389円	600円	595円
株価収益率	8.39倍	5.58倍	8.53倍	—

(注) 1. 平成26年3月期の株価については、平成25年12月5日(木)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

#### ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

### (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である吉田繁及び吉田隆は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件自己株式処分及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。